

令和7年度ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業の「よくあるご質問」

2025年6月16日

NPO法人キリンこども応援団

No	分類	質問	回答例	備考・関連資料など
1	支援の対象者	ひとり親家庭等の困窮世帯の子どものみが対象者ですか？	ひとり親家庭等をはじめとした要支援世帯の子ども等を主な対象とするが、地域社会から孤立しがちな子育て世帯等や子育てや生活に不安を抱える家庭等地域の子ども達も含まれます。	【関連】全コース 【参照】応募要項A-Cコース P5 7. (5)
2	支援の対象者	支援対象者は子どものみではなく世帯対象としてもよいか？	主たる支援対象者がひとり親家庭等をはじめとした要支援世帯の子ども等であれば、その保護者を対象、つまり世帯対象とすることは可能です。	【関連】全コース 「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」Q&A No.2
3	証憑	証憑となる領収書やレシートとはどういうものですか？	本事業の原資は税金。助成金で支払ったことが証明できる証憑が必要。領収書・レシートには必ず宛名（団体名）が必須。証憑と認められる条件：販売元の名称、所在地、連絡先、購入金額（税率も含む）、購入商品（数量・単価）、宛名（団体名）記名（無記名の領収書は無効）	【関連】全コース
4	助成対象団体	この事業の助成対象団体の具体例を教えてください。	こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施していて、申請時にそれらの活動かこども食堂などに対する支援活動、子育て支援に関する活動、ひとり親家庭支援に関する活動又は生活困窮者支援に関する活動のいずれかの活動を1年以上実施していること。例）①こども食堂を2回実施（活動は1年未満）で、子育て支援に関する活動を1年以上実施している幼稚園（保育所）。②フードパントリーを1年未満だが実施し、こども食堂等に対する支援活動は1年以上実施しているフードバンク。③こども食堂を1年以上実施している団体	【関連】全コース 【参照】応募要項A～Cコース P4 6. (1)(2)
5	事業担当者	事業担当者は2名必要ですか？連絡先の提示も必要ですか？	事業担当者を2名以上置くことが助成対象団体の必須要件です。申請書類様式2「団体概要」に、担当者2名（1名は代表兼任可）とそれぞれの連絡先の記載をお願いします。法人や団体の携帯やメールアドレスがない場合は、個人の連絡先を必ず記載ください。申請に係る業務の遂行上、事務局と速やかに連絡がとれるようにしてください。	【関連】全コース A～Cコース P4 6. (2) 3 申請書類 様式 2 「団体概要」
6	口座	団体名義の口座がありません（今手続き中）です。どうすればいいですか？	団体名もしくはこども食堂等活動団体名での口座を開設してください。申請時に口座がない場合でも申請時に手続きをしているのであれば申請は可能ですが、口座ができたら、「口座情報」を提出してください。期限は7月25日です。	【関連】全コース 【参照】応募要項A～Cコース P4 6. (6)口座情報（手続き中の団体は後日提出必要）
7	口座	通帳の写真を添付するということですが、表紙の口座名が書いているところでいいですか？	通帳の写真は、表紙ではなく、見開き1ページの写真をお願いします。店名、店番、支店名、口座番号などの情報が分かるページをお願いします。	【関連】全コース 【参照】応募要項A～Cコース P4 6. (6)

8	口座	使用していない個人名義の口座でもいいですか？	使用していなくても個人名義の口座では申請いただけません。こども食堂等の活動名や団体名義の口座を開設してください。「〇〇食堂会計〇〇〇」名義は可。	【関連】全コース 【参照】応募要項A～Cコース P4 6. (6)
9	口座	自身が経営する飲食店で非営利でこども食堂を1年以上しています。申請はできますか？	こども食堂を1年以上実施しているので、事業担当者を2名おくことで助成対象団体となりますが、飲食店の営利事業と経理区分がはっきり分かれていることがこども食堂名の口座などで明確に証明できるようにしてください。経理区分がはっきり分かれていることが必須です。	【関連】全コース 【参照】応募要項A～Cコース P4 6. (1)(2)(6)(9)
10	事業報告書・決算報告書	任意団体での活動なので事業報告書や決算書がありません。どうすればいいでしょうか？	法人格をもつ団体は必ず、事業報告書と決算書を提出してください。任意団体など事業報告書や決算書がない団体は、団体の活動が分かる資料やSNSのURLをご提示ください。なお活動状況がわかるチラシなどもあれば提出ください。	【関連】全コース 【参照】応募要項A～Cコース P5 6. (10)申請書類 様式1添付資料10.
11	対象事業	児童福祉施設でこども食堂をしています。こども食堂開催時は入所者も参加していますがこども食堂にかかる費用は助成対象になりますか？	入所および通所時の費用は助成対象外です。施設が休日である日にこども食堂など本助成事業に申請した活動をする場合に係る経費の申請は可能だが、施設が休業日であること、支援対象者が施設利用者に限定されていないことがわかる書類（チラシなど）を提示してください。	【関連】全コース 【参照】応募要項A～Cコース P6 7. (6)
12	助成額の算定	1支援単位とは何を指しますか？	1支援とは、対象者1人に支援です。例えば、 こども食堂：1開催のひとり分の支援=1支援 50人が対象なら、 1人前（1支援）500円×50人分=25,000円 こども宅食：1食分の弁当（ひとり分）の支援=1支援 100人分が対象なら、 1食分（1支援）500円×100人分=50,000円 パントリー：1食分の配布食材支援=1支援 100人分が対象なら、 1食分（1支援）500円×100人分=50,000円	【関連】全コース 【参照】応募要項A～Cコース P6 8. (1)
13	助成額の算定	1支援単位あたり500円という金額は絶対ですか？	500円は目安なので、こども食堂等の活動時の1支援を500円にしなければならないわけではないが、社会通念に照らし、高価な食材や生活用品を支援するなどは認められない。例えば制服やランドセルなど特定の個人への支援や幅の狭い支援になりすぎない活動にしてください。わからない場合などは事務局に問い合わせてください。	【関連】全コース 【参照】応募要項A～Cコース P6 8. (1)
14	助成額の算定	パントリー（食材や日用品の配布）を実施したいのですが、その場合1支援単位あたり500円をどう考えたらいいですか？	例えば、対象者1人に対して1支援が500円目安なので、食材と生活必需品や文房具の支援をする場合、それを何人に何回支援をするのかで支援額を算出します。1世帯3人（親1人子3人想定）とし、500円（食材300円+日用品200円）×3人世帯×3回分の食材等の支援とすると1世帯4500円の計算となります。	【関連】全コース 【参照】応募要項A～Cコース P6 8. (1)
15	助成額の算定	食事等直接支援経費の総額15%以下とはどういうことか？	申請書類様式6「所要額内訳書」作成に基づき、区分1の食事等直接支援経費の総額が230万円の場合は15%以下なので、345,000円以下が管理運営経費（区分2）となります。	【関連】全コース 【参照】応募要項A～Cコース P6 8. (2)

16	助成額の算定	配送経費が助成総額の20%以下の範囲とはどういうことですか？	申請書類様式1「申請金額」の20%以下の範囲なので、例えば申請助成額が280万円の場合、560,000円以下が配送経費となります。	【関連】全コース 【参照】応募要項ABコースP6 8. (3) 応募要項CコースP7 8. (3)
17	消耗品費	こども食堂やお弁当で使用する使い捨ての食器や容器の経費は区分1ではないのですか？	今回、「使ったらなくなる物」「使ったら減る物」は区分2管理運営経費の④消耗品費で計上をお願いします。事業運営に係るコピー用紙などの消耗品も含まれます。消耗品は区分2で統一することで精算が分かりやすくなると考えます。	【関連】全コース 【参照】応募要項ABコースP8 9.区分2-④ 応募要項CコースP8 9.区分2-②
18	職員賃金	本事業の活動専任の職員（雇用契約あり）ではなく職務を兼任している場合の按分はどう計算すればいいですか？	本助成事業の活動記録を必ず提出してください。他事業の稼働と必ず区別されていることが必須です。賃金の支払いが確認できる証憑を確認させていただくことがありますので、すぐに提示できるよう保管ください。法人格を有する団体の役員報酬を受けていない役員が本事業の活動をする場合も、活動記録を提出し、支払い確認ができる証憑をご準備ください。	【関連】ABコース 【参照】応募要項ABコース P7 区分2-① 活動記録モデル様式
19	謝金	ボランティアで活動してくれた人に謝金を払うときは領収書をいただくだけでいいですか？	謝金は雇用契約のないスタッフへに限ります。2種類（区分2-②謝金と区分3-①配送スタッフ謝金）あります。どちらも活動記録が必要です。区分2-②謝金：こども食堂や宅食の買出し、調理、配膳など運営に係る活動。指定した場所に食材などを取りに来もらうパントリーの配布品の買出し、仕分け、配布などの運営に係る活動。配送する食材などを買出し、箱詰めなど配送までにかかる活動。区分3-①配送スタッフ謝金：食材などを梱包した箱を直接支援者の自宅へ配送するスタッフへの謝金に限ります。	【関連】全コース 【参照】応募要項ABコース P8 区分2-①、P10 区分3-① 応募要項CコースP7区分2-①、P9区分3-① 活動記録モデル様式
20	按分	法人として年間契約で通年払いの保険に入っています。申請した事業の活動でも適応されるのですが、その時の保険料は経費対象になりますか？	契約している保険証券（通年払いしている年間保険料がわかるもの）のコピーの提出と、本事業で保険適応になる活動日で日割りで按分した保険料を精算してください。按分モデル様式の記載、提出をお願いします。	【関連】ABコース 応募要項ABコース P9 区分2-⑦
21	按分	団体の活動で月額で家賃を支払って借りている建物で本事業の活動を実施します。その時の賃料は経費対象になりますか？	賃貸契約を結んでいる場合、その契約書のコピーの提出と本事業の活動日で日割りした賃料を計上してください。	【関連】ABコース 応募要項ABコース P9 区分2-⑧
22	交通費	高齢のボランティアスタッフがタクシーで活動日に手伝いに来たときのタクシー代は出せますか？	交通費は、公共交通機関利用とありますが、電車、バスのみ計上可能とします。タクシー、航空運賃、新幹線などの特急料金は認められません。なお、領収書が得られるものは提出いただき、すべての交通費の精算には、日付・区間・目的・移動した人の氏名が分かる活動記録の提出が必須です。	【関連】ABコース 応募要項ABコース P8 区分2-③ 活動記録モデル様式

23	印刷製本費	こども食堂の開催やフードパントリーをするにあたってのフードドライブの協力チラシを業者に発注して作りたいのですが、対象となりますか？	本事業の活動に必要な資料や文書、周知や募集のためのチラシを業者に発注して作成するものは対象となります。フードドライブの呼びかけは、本事業の活動であるフードパントリーに係る活動であるなら対象となります。作成したチラシや文書なども領収書と対比できるよう提出をお願いします。	【関連】ABコース 応募要項ABコース P8区分2-⑤
24	雑役務費	こども食堂で使用する米とパントリーで配布する米を精米した時の精米費はどこで計上すればいいですか？	精米費は雑役務費で計上をお願いします。コイン精米機は領収書が発生しないので、コイン精米所での料金表示を撮影したものを添付して提出をお願いします。	【関連】全コース 応募要項Aコース P8区分2-⑥ 応募要項Bコース P9区分2-⑥ 応募要項Cコース P8区分2-④
25	備品購入費	こども食堂で使用している炊飯器の調子が悪く、炊飯状態が悪くなっていて買い替えは可能でしょうか？	調理に係るキッチン用品や調理家電など本事業の実施に必要なものは購入可能ですが、申請時に理由書（モデル様式）を必ず提出していただき、承認された場合は購入可能です。区分2-⑨での対象となりますが、区分2は区分1食事等直接支援経費合計額の15%以下でないと認められませんのでご注意ください。なお本事業で使わないものは対象外です。	【関連】全コース 応募要項ABコース P9区分2-⑨ 応募要項Cコース P9区分2-⑥ 理由書モデル様式
26	謝礼	宅配業者で支援対象世帯へ食材などを配送支援したいと考えています。配送する支援ボックス（食材など配布品が入った箱）をスタッフで箱詰めを予定しています。スタッフへの謝金はどこで精算したらいいですか？	配送経費区分3-①配送スタッフ謝金は、支援するものを支援対象者の自宅まで配送したスタッフへの謝金です。配送に関わったスタッフへの謝金ではありません。従って、配送する支援ボックスを準備するスタッフへの謝金は区分2-②で計上をお願いします。謝金を支払う場合は、活動日、活動内容、金額がわかる活動記録と、受領者の領収書提出が必須です。	【関連】全コース 応募要項ABコース P8区分2-② 応募要項Cコース P7区分2-① 活動記録モデル様式
27	梱包資材費	以前実施した時の段ボール価格で所要額内訳書を作成し申請をしましたが、昨今の値上がりで申請時の単価よりも上がってきました。申請時と異なりますが清算可能でしょうか？	価格の高騰は予測できても金額まではわからないですので、支払った金額を精算していただいているのです。同じ区分であれば費用の流用は可能です。ただし、区分3の配送経費は、申請総額の20%までと決まっておりますので、その範囲内でお願いします。	【関連】全コース 応募要項ABコース P10区分3-② 応募要項Cコース P9区分3-②
28	配送費	宅配業者への送料の支払いが月末締めの翌月払いになり、翌月の支払日が助成対象期間外になる可能性があります。その場合は経費対象外になりますか？	本事業の実施が対象期間内であれば精算は可能ですが、支援世帯へ発送した日、発送数量が分かる資料（宅配業者の受付表や請求書など）を提出してください。助成対象期間外での支払いになる場合は事務局に先にご相談ください。	【関連】全コース 応募要項ABコース P10区分3-② 応募要項Cコース P9区分3-②
29	借料	支援者宅への配送をするために沢山の荷物が載る車を借り、事業を実施しました。レンタカーの費用は対象となりますか？	本事業の配送のため（支援者宅への配送）に一時的に使用したレンタカーであれば計上可能です。ただし、車両の借り上げについての詳細（借り上げ日、期間、料金）が分かる信憑書類と領収書の提出が必須です。	【関連】ABコース 応募要項ABコース P10区分3-④
30	光熱水費	活動をする上で光熱水費の上昇も活動に影響があるので経費精算したい。	申し訳ありませんが、光熱水費は本事業の活動にどれくらい使用し、費用がいくらかかったかということを証明することが大変難しいため今回は対象外とします。ご理解のほどお願いいたします。	【関連】ABコース 応募要項ABコース P10

31	費目の追加	申請時の所要額内訳書では挙げていなかった交通費の費目を追加したいです。	費目を新たに追加する場合は、変更届（モデル様式）を必ず提出し、承認が得られたら追加可能です。	【関連】全コース 応募要項AコースP11 応募要項BコースP10 応募要項CコースP9 費目の変更について変更届
32	流用	区分1の食糧費と配付費が申請時と異なる場合どうすればいいですか？	区分1の同じ費目内であれば流用は可能です。ただし、区分をまたがる流用の場合は変更届が必要です。承認された場合のみ変更可能となります。	【関連】全コース 応募要項AコースP11 応募要項BコースP10 応募要項CコースP9 費目の変更について変更届
33	送料	ネットでの購入した場合の送料の経費計上は可能ですか？	インターネットでの購入時の送料や、購入品を販売業者に配達してもらう時に発生する配達料は区分3-③配達費で精算可能です。	Aコース P7区分1-②認められない経費の例 P10区分3-③
34	申請書の応募	運営スタッフでパソコンを扱える人がいません。パソコンもありません。こども食堂を1年以上実施していて対象となる団体なので、ぜひ助成金の申請をしたいです。申請書は手書きになりますし、インターネットで申請することもできません。活動するための資金、地域で必要とされる世帯への支援をしたいのですが申請できないでしょうか？	Cコースは助成金にチャレンジしたい団体はのサポートも実施しますので、今の状況をヒアリングしたうえで一番いい方法と一緒に考えて申請できるように対応しますので、事務局にご相談ください。	【関連】全コース 応募要項Cコース P3 4. 応募方法
35	講習会について	採択された場合、オンライン講習会が開催されるとありますが、開催スケジュールは決まっていますか？	全コース対象の講習会やコース別の講習会を開催予定です。 スケジュールは採択された団体の皆様のお知らせさせていただく予定です。 なお、採択団体向けの説明会の日程が決まっております。 A・Bコース 7月21日 18時～19時 【変更後】 7月22日 18時～19時 Cコース 7月28日 18時～19時 【変更後】 8月1日 18時～19時 ぜひ、スケジュールを空けといていただければ幸いです。	【関連】全コース

36	食材配送支援について	関西地区外の全国の方に対して 食材配送支援することは可能でしょうか? 支援する先は、 関西地区内でないといけないでしょうか？	こども家庭庁より下記ご回答頂いております。 こどもの継続的な見守りの観点から広域にわたる活動は認められません。 地域内（関西地域）での活動をお願いします。	
----	------------	---	---	--